

平成 31 年 2 月 26 日

社 員 各 位

一般社団法人大学スポーツ協会
理 事 池 田 敦 司

提 案 書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 58 条第 1 項及び定款第 22 条の規定に基づき、社員総会の決議事項について、下記のとおり提案をいたします。

つきましては、下記「提案事項」につき、別紙「同意書」に記載の上、平成 31 年 2 月 27 日までに、当協会に必着すべくご送付くださいますようお願い申し上げます。

記

提案事項

第 1 号議案 入会基準を定める件

別紙 1 のとおり、入会基準を定めること。

第 2 号議案 会費規程を定める件

別紙 2 のとおり、会費規程を定めること。

第 3 号議案 入会及び退会規程を定める件

別紙 3 のとおり、入会及び退会規程を定めること。

第 4 号議案 役員の報酬等及び費用に関する規程を定める件

別紙 4 のとおり、役員の報酬等及び費用に関する規程を定めること。

第 5 号議案 役員報酬について

理事全員の報酬総額は、年額 60 百万円以内とし、理事全員の報酬総額内で理事会の決議により報酬額を決定すること。監事全員の報酬総額は、年額 5 百万円以内とし、監事全員の報酬総額内で監事の協議により各監事の報酬額を決定すること。

第 6 号議案 議事録記名押印者

この提案書に記載の提案事項について社員総会の決議があったものとみなされたときの議事録に記名押印する者は、理事 池田 敦司とすること。

以上

平成 31 年 2 月 27 日

一般社団法人大学スポーツ協会
理事 池田 敦司 殿

設立時社員 戸田 芳雄 印

設立時社員 木藤 友規 印

同 意 書

私は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 58 条第 1 項及び定款第 22 条の規定に基づき、平成 31 年 2 月 26 日付け提案書にて提案のありました社員総会の決議事項についてなされた下記「理事 池田 敦司の提案事項」について同意します。

記

理事 池田 敦司の提案事項

第 1 号議案 入会基準を定める件
別紙 1 のとおり、入会基準を定めること。

第 2 号議案 会費規程を定める件
別紙 2 のとおり、会費規程を定めること。

第 3 号議案 入会及び退会規程を定める件
別紙 3 のとおり、入会及び退会規程を定めること。

第 4 号議案 役員の報酬等及び費用に関する規程を定める件
別紙 4 のとおり、役員の報酬等及び費用に関する規程を定めること。

第 5 号議案 理事報酬について
理事全員の報酬総額は、年額 60 百万円以内とし、理事全員の報酬総額内で理事会の決議により報酬額を決定すること。監事全員の報酬総額は、年額 5 百万円以内とし、監事全員の報酬総額内で監事の協議により各監事の報酬額を決定すること。

第 6 号議案 議事録記名押印者
この提案書に記載の提案事項について社員総会の決議があったものとみなされたときの議事録に記名押印する者は、理事 池田 敦司とすること。

以上

一般社団法人大学スポーツ協会
社員総会議事録

1 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 入会基準を定める件

別紙1のとおり、入会基準を定めることを決定した。

第2号議案 会費規程を定める件

別紙2のとおり、会費規程を定めることを決定した。

第3号議案 入会及び退会規程を定める件

別紙3のとおり、入会及び退会規程を定めることを決定した。

第4号議案 役員の報酬等及び費用に関する規程を定める件

別紙4のとおり、役員の報酬等及び費用に関する規程を定めることを決定した。

第5号議案 理事報酬について

理事全員の報酬総額は、年額60百万円以内とし、理事全員の報酬総額内で理事会の決議により報酬額を決定することを決定した。監事全員の報酬総額は、年額5百万円以内とし、監事全員の報酬総額内で監事の協議により各監事の報酬額を決定することを決定した。

第6号議案 議事録記名押印者

この提案書に記載の提案事項について社員総会の決議があったものとみなされたときの議事録に記名押印する者は、理事 池田 敦司とすることを決定した。

2 1の事項の提案をした者の氏名

理事 池田 敦司

3 社員総会の決議があったものとみなされた日

平成31年2月27日

4 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

理事 筱崎 隆広

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第58条第1項及び定款第22条の規定により、社員総会の決議があったものとみなされたので、この議事録を作成し、第6号議案の決定に基づき理事 池田 敦司が記名押印する。

平成31年2月27日

一般社団法人大学スポーツ協会
理事 池田 敦司

印

別紙 1

一般社団法人大学スポーツ協会

入会基準

(目的)

第1条 この基準は、一般社団法人大学スポーツ協会（「本会」という。以下同じ。）入会及び退会規程第2条第2項に基づき、本会に入会しようとする大学、法人、団体又は個人が入会申込み時に満たす事項を定めるものとする。

(正会員基準)

第2条 定款第7条第1項第1号に定める正会員となろうとする大学、法人、団体又は個人は、入会申込み時に次の各号の基準をすべて満たしていることとする。

(1) 正会員のうち大学会員となろうとする大学又は法人

- ① 大学（短期大学及び大学に類するものとして理事会が決定した教育機関を含む。以下同じ。）又は大学を設置する法人であること。
- ② 本会が定めた定款等を遵守すること。
- ③ 本会の事業に協力しようとする者であること。
- ④ 本会の名誉を毀損したり、本会の目的に反したりする行為をしないこと。
- ⑤ 役員等に過去3年以内に法令等に違反して刑罰を受けた者がいないこと。
- ⑥ 除名又は退会後少なくとも3年以上を経過し、当該除名となった理由が解消されている者であること。
- ⑦ 反社会的勢力との関係を有していないこと。

(2) 正会員のうち中央学生競技団体会員となろうとする法人又は団体

- ① 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、日本パラリンピック委員会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会に加盟又は登録する競技団体（準加盟又は承認に相当する競技団体を含む。）の学生競技団体（地域を代表するものは除く。）又は学生競技を直接に統轄する中央競技団体であること。
- ② 法人であること。
- ③ 本会が定めた定款等を遵守すること。
- ④ 本会の事業に協力しようとする者であること。
- ⑤ 本会の名誉を毀損したり、本会の目的に反したりする行為をしないこと。
- ⑥ 役員等に過去3年以内に法令等に違反して刑罰を受けた者がいないこと。
- ⑦ 除名又は退会後少なくとも3年以上を経過し、当該除名となった理由が解消されている者であること。
- ⑧ 反社会的勢力との関係を有していないこと。

(3) 正会員のうち個人会員となろうとする者

- ① 設立時社員として入会する者又は理事会において理事総数の3分の2以上の推薦を得た者であること。
- ② 本会が定めた定款等を遵守すること。
- ③ 本会の事業に協力しようとする者であること。
- ④ 本会の名誉を毀損したり、本会の目的に反したりする行為をしないこと。
- ⑤ 役員等に過去3年以内に法令等に違反して刑罰を受けたことがないこと。
- ⑥ 除名又は退会後少なくとも3年以上を経過し、当該除名となった理由が解消されている者であること。
- ⑦ 反社会的勢力との関係を有していないこと。

(準会員基準)

第3条 定款第7条第1項第2号に定める準会員となろうとする法人は、入会申込み時に次の各号の基準をすべて満たしていることとする。

(1) 準会員のうち地区学生競技団体会員となろうとする法人

- ① 中央学生競技団体会員である団体に加盟又は登録する（準加盟又は承認に相当する競技を含む。）各地区の学生競技団体であること。
- ② 法人であること。
- ③ 本会が定めた定款等を遵守すること。
- ④ 本会の事業に協力しようとする者であること。
- ⑤ 本会の名誉を毀損したり、本会の目的に反したりする行為をしないこと。
- ⑥ 役員等に過去3年以内に法令等に違反して刑罰を受けた者がいないこと。
- ⑦ 除名又は退会後少なくとも3年以上を経過し、当該除名となった理由が解消されている者であること。
- ⑧ 反社会的勢力との関係を有していないこと。

(2) 準会員のうち特別学生競技団体会員となろうとする法人

- ① 中央学生競技団体会員及び地区学生競技団体会員に該当する団体ではないこと。
- ② 学生競技団体（地域を代表するものは除く。）又は学生競技を直接に統轄する中央競技団体で、本会の大会会員の半数以上が加盟し、直近5年間に毎年連続して全国的な学生競技大会を開催した実績を有する法人であること。
- ③ 本会が定めた定款等を遵守すること。
- ④ 本会の事業に協力しようとする者であること。
- ⑤ 本会の名誉を毀損したり、本会の目的に反したりする行為をしないこと。
- ⑥ 役員等に過去3年以内に法令等に違反して刑罰を受けた者がいないこと。
- ⑦ 除名又は退会後少なくとも3年以上を経過し、当該除名となった理由が解消されている者であること。
- ⑧ 反社会的勢力との関係を有していないこと。
- ⑨ 理事の3分の2以上の議決を得た上、社員総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得ること。

(連携会員基準)

第4条 定款第7条第1項第3号に定める連携会員となろうとする法人は、入会申込み時に次の各号の基準をすべて満たしていることとする。

- ① 本会の正会員又は準会員に該当する団体ではないこと。
- ② 本会の事業に協力又は支援しようとするスポーツ関係団体（大学スポーツを支援する事業を営む団体を含む。）であること。
- ③ 法人であること。
- ④ 本会の名誉を毀損したり、本会の目的に反したりする行為をしないこと。
- ⑤ 役員等に過去3年以内に法令等に違反して刑罰を受けた者がいないこと。
- ⑥ 反社会的勢力との関係を有していないこと。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この基準の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この基準は、平成31年3月1日から施行する。
- 3 定款附則1の定めにより、この法人の設立の日から1年以内に入会する中央学生競技団体会員は、第7条第1項、入会及び退会規程第2条第2項及び入会基準第2条第1項第2号の規定にかかわらず、法人格を有しない団体であっても、第7条第1項第1号に定める要件に該当する場合は、理事会の承認を経て当該会員となることができる。
- 4 定款附則2の定めにより、前項の規定により中央学生競技団体会員となった法人格を有しない団体がこの法人の設立の日から3年以内に法人格を取得しないときは、定款第10条の規定にかかわらず、会員の資格を喪失する。

別紙 2

一般社団法人 大学スポーツ協会

会費規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第 9 条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(入会金)

第 2 条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。

(1) 正会員

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 大学会員 | 100,000 円 |
| ② 中央学生競技団体会員 | 100,000 円 |
| ③ 個人会員 | 入会金を納めることを要しない。 |

(2) 準会員

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 地区学生競技団体会員 | 入会金を納めることを要しない。 |
| ② 特別学生競技団体会員 | 入会金を納めることを要しない。 |
| ③ 連携会員 | 入会金を納めることを要しない。 |

(入会金の納期)

第 3 条 入会金は、この法人から入会承認の通知を受けた日から 30 日以内に納入しなければならない。

(会費)

第 4 条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

(1) 正会員

- | | |
|--------------|----------------|
| ① 大学会員 | 100,000 円 |
| ② 中央学生競技団体会員 | 100,000 円 |
| ③ 個人会員 | 会費を納めることを要しない。 |

(2) 準会員

- | | |
|--------------|----------------|
| ① 地区学生競技団体会員 | 会費を納めることを要しない。 |
| ② 特別学生競技団体会員 | 会費を納めることを要しない。 |

(3) 連携会員 会費を納めることを要しない。

(会費の納期)

第5条 会員は、毎事業年度、原則として4月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。ただし、特別の事情がある場合に限り、納期を変更することができる。

(中途入会の会費及び納期)

第6条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期(3月から8月まで)の場合は年額の全額とし、下半期(9月から翌年2月まで)の場合は年額の半額とする。

2 前項の会費の納入は、この法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内とする。

(会費滞納の処置)

第7条 定める納期までに会費を納入しなかった会員に対し、督促する。

(会員資格の喪失)

第8条 前条の手続を経てもなお会費を滞納する会員は、特別の事情がない限り、納入期限から2年間を過ぎた時点で、定款第10条の定めにより会員資格を喪失する。

(入会金及び会費の猶予、減額又は免除)

第9条 第2条の入会金及び第4条の会費については、期間及びその他必要な事項を定めた上で、理事会の決議により、納入を猶予、減額又は免除することができる。

(会員の移行に伴う入会金)

第10条 会員区分を変更する場合、改めて入会金は徴収しない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議によるものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条の規定にかかわらず、設立初年度の会員については入会金を納めることを要しない。ただし、再入会する場合を除く。
- 3 第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、設立初年度の会員については、この法人から指定された期日までに会費を納入するものとする。

別紙 3

一般社団法人大学スポーツ協会

入会及び退会規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第8条第2項の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

第2条 この法人の正会員、準会員又は連携会員として入会しようとする大学、法人、団体又は個人に対しては、別表に掲げる事項を主たる内容とし、理事会の決議を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の入会申し込みに対しては、別に定める基準により、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(入会日)

第3条 理事会において入会を承認された日をもって入会日とする。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第4条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前条の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員は、遅滞なく理事会が別に定める変更届を事務局に提出しなければならない。

3 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(入会金及び会費)

第5条 入会金及び会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款第9条により社員総会の決議を経て別に定める会費規程による。

(退会事由及び手続)

第6条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

2 定款第10条の定めにより、会員の資格を喪失した場合、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。

- 3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第7条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

- 2 前項の再入会申込に対しては、第2条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は、再入会を認めないこととする。

(改 廢)

第8条 この規程の改廢は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成31年3月1日から施行する。

(別表) 入会申込書に記載する主要事項

- 1 大学会員、中央学生競技団体会員、地区学生競技団体会員又は特別学生競技団体会員

(1) 入会に際しての誓約

「入会後は、貴会の定款及び諸規程を遵守し、社員総会及び理事会の決定に従います。」

- (2) 大学、法人又は団体名、所在地、代表電話番号及びFax番号
- (3) 代表者氏名、役職
- (4) 事務連絡者（氏名、所属部署、役職名、電話番号、Fax番号及びEメールアドレス）
- (5) 会費請求書、資料等の送付先

2 個人会員

(1) 入会に際しての誓約

「入会後は、貴会の定款及び諸規程を遵守し、社員総会及び理事会の決定に従います。」

- (2) 氏名、自宅住所、電話番号、Fax番号及びEメールアドレス
- (3) 勤務先名称、所属部署及び役職名

- (4) 個人情報公開についての同意又は不同意の確認
- (5) 資料等の送付先

3 連携会員

- (1) 入会に際しての誓約
「入会後は、貴会の定款及び諸規程を遵守し、社員総会及び理事会の決定に従います。」
- (2) 法人名、所在地、代表電話番号及び Fax 番号
- (3) 代表者氏名、役職
- (4) 事務連絡者（氏名、所属部署、役職名、電話番号、Fax 番号、及び E メールアドレス）
- (5) 資料等の送付先

別紙 4

一般社団法人大学スポーツ協会

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人大学スポーツ協会（以下「この法人」という。）の定款第31条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条並びに第105条第1項で定める報酬、及びその他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員報酬月額年合計額は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲を超えないものとする。

- 2 常勤の理事の報酬月額は、「別表第1常勤役員報酬表」に基づき、その職務等を勘案して、理事会の決議により定めるものとする。
- 3 非常勤の理事の報酬月額は、「別表第2非常勤役員報酬表」に基づき、その職務等を勘案して、理事会の決議により定めるものとする。

- 4 常勤の監事の報酬月額は、「別表第1 常勤役員の報酬表」に基づき、社員総会が決議しない場合においては、監事の協議によって定めるものとする。
- 5 非常勤の監事の報酬月額は、「別表第2 非常勤役員の報酬表」に基づき、社員総会が決議しない場合においては、監事の協議によって定めるものとする。
- 6 非常勤役員に対しては、前項の報酬月額を支払う職務等以外の職務等の都度、謝金として1回 20,000 円又は1日 50,000 円を上限として支払うことができる。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(出張時の日当及び食費)

第8条 本会が役員等に対し出張を依頼するときは、別表3及び4の日当及び食費を支給する。

(費用)

第9条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成31年3月1日から施行する。

別表第1 常勤理事の報酬表

号俸	月額	年額
第1号	200,000円	2,400,000円
第2号	300,000円	3,600,000円
第3号	400,000円	4,800,000円
第4号	500,000円	6,000,000円
第5号	600,000円	7,200,000円
第6号	700,000円	8,400,000円
第7号	800,000円	9,600,000円
第8号	900,000円	10,800,000円
第9号	1,000,000円	12,000,000円
第10号	1,100,000円	13,200,000円
第11号	1,200,000円	14,400,000円
第12号	1,300,000円	15,600,000円
第13号	1,400,000円	16,800,000円
第14号	1,500,000円	18,000,000円
第15号	1,600,000円	19,200,000円

別表第2 非常勤役員の報酬表

号俸	月額	年額
第1号	10,000円	120,000円
第2号	20,000円	240,000円
第3号	30,000円	360,000円
第4号	40,000円	480,000円
第5号	50,000円	600,000円
第6号	60,000円	720,000円
第7号	70,000円	840,000円
第8号	80,000円	960,000円
第9号	90,000円	1,080,000円
第10号	100,000円	1,200,000円
第11号	110,000円	1,320,000円
第12号	120,000円	1,440,000円
第13号	130,000円	1,560,000円
第14号	140,000円	1,680,000円
第15号	150,000円	1,800,000円
第16号	160,000円	1,920,000円
第17号	170,000円	2,040,000円
第18号	180,000円	2,160,000円
第19号	190,000円	2,280,000円
第20号	200,000円	2,400,000円
第21号	250,000円	3,000,000円
第22号	300,000円	3,600,000円
第23号	350,000円	4,200,000円
第24号	400,000円	4,800,000円
第25号	450,000円	5,400,000円
第26号	500,000円	6,000,000円
第27号	550,000円	6,600,000円
第28号	600,000円	7,200,000円
第29号	650,000円	7,800,000円
第30号	700,000円	8,400,000円

別表3 国内旅行の日当及び食費

日当 (1日につき)	朝食代 (1食につき)	昼食代 (1食につき)	夕食代 (1食につき)
2,500円	1,000円	1,200円	2,000円

宿泊施設利用の際、日程又は施設の都合により、朝食、昼食又は夕食が手配できない場合は、それぞれ1食につき、上記食費を支給する。

別表4 外国旅行の日当

地域区分	日当 (1日につき)
指定都市	8,300円
甲地域	7,000円
乙地域	5,600円
丙地域	5,100円

食事等滞在費を役員等本人が負担しない場合は、役員の区分にかかわらず、日当は1日3,000円を支給する。